

2024年12月17日

報道関係者各位

日本証券業協会

「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」について

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されているところでございます。

つきましては、今般、日本証券業協会及び金融庁は、かかる提言を踏まえ、市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行うため、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を開催することといたしましたので、お知らせいたします。

今後も、証券業界では、スタートアップ企業等への成長資金供給の促進に向け、様々な施策を実施していく所存ですので、関係各位におかれましても、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

自主規制本部 エクイティ市場部（TEL：03-6665-6770）

「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」について

2024年12月17日
日本証券業協会
金融庁

1. 趣旨

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されているところである。

今般、日本証券業協会及び金融庁は、かかる提言を踏まえ、市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行うため、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）を開催することとする。

2. 検討事項

以下の事項に関し、海外の非上場株式の取引制度についての調査も実施しつつ、我が国の非上場株式を取り巻く環境を踏まえ、非上場株式の活性化に向けた検討を行う。

- ① 非上場株式の取引制度及び規制（勧誘対象、情報提供等）のあり方
- ② 既存の非上場株式取引制度の改善策
- ③ 非上場株式のPTS取引（登録PTS）の活性化に向けた対応
- ④ その他（検討結果のフォローアップのあり方等）

3. 構成及び運営

- (1) 本懇談会の委員は、20名程度とする。
- (2) 本懇談会の委員は、発行会社、投資家、仲介業者（証券会社等）及び有識者により構成する。
- (3) 本懇談会には、委員から選任した座長を置く。
- (4) 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。

4. 事務局

本懇談会の事務局は、日本証券業協会自主規制本部エクイティ市場部及び金融庁企画市場局市場課が担当し、会議の庶務は、日本証券業協会自主規制本部エクイティ市場部において行う。